

# 河合町の事業所（者）指定について

はじめに・・・河合町内で総合事業、地域密着型サービス等の介護保険事業を始めるには、**河合町長の指定を受ける必要があります。**

ここでは、河合町長の指定を受け、事業を始めるまでの流れと注意点を簡単に解説します。

## ■ 指定を受ける条件

指定を受けるためには、以下の点が主な審査項目となります。

- ①申請者が**法人**であること（法人の種類は問いません）
- ②条例・要綱で規定されている**人員及び設備の基準**を満たしていること
- ③法人の役員（理事、取締役等）が**要綱で定める欠格事由**に該当していないこと
- ④認知症対応型共同生活介護その他、地域密着型サービスの場合、総量規定の対象となる可能性がありますので、事前に高齢福祉課窓口までご相談ください。

## ■ 指定を受けるまでの大まかな流れ（フロー図）

1→3については、**順番が異なっても構いません。**

### 1 法人の設立（法人格を持っていない場合）

指定を受けるためには、**法人格（株式会社、合同会社、社会福祉法人、NPO法人等）が必要となります。**

また、すでに法人を設立している場合でも、法人の目的に新たに始めようとする事業の目的の記載がない場合は、**目的変更登記を行う必要があります。**

### 2 事業場所及び従業員の確保

事業を行うための**場所**とそこで働く**従業員**を確保します。

従業員の方とは、**指定の申請書類を提出する前までに雇用契約を結んでいただく必要があります。**

なお、事業場所の選定にあたって、**事業を行えない場所**であったり、**事業を行うにあたって条件が付される場所**がありますので、各種法令について必ず事前に確認していただくようお願いします。

### 3 疑問点等を高齢福祉課に事前相談

事業場所と設備基準をあらかじめ確認するため、**申請前に必ず図面相談を行っていただきます**（建築図面等、建物の間取りがわかるものをお持ちください）。

また、指定の人員基準・設備基準に関する疑問点等がある場合にも事前にご相談ください。**また、各種法令（消防法、農地法、食品衛生法、労働基準法、建築基準法、都市計画法等）についてもこの期間内に必ず調整を行い、その協議の内容等を提出ください。**（様式は任意です）

**※事前相談をする前には必ず、電話でご予約の上、ご来庁ください。**

「河合町HP」⇒「高齢福祉課」のページ内に必要な書類は掲載しています。（無い書類については奈良県の様式で代替可能です）

ここまでを申請希望日の1ヶ月前までに完了する必要があります。

#### 4 申請(書類が整うまで受理はしません)

上記の3点が整った時点で指定申請書類の提出をしていただきます。

※申請時点で、①必要な人員が確保できていること、②基準に適合した建物設備等が確保されていること、③必要な書類が不備なく整っていることが受理のための必須条件となります。

※①～③が全て整わない限り書類の受理はいたしませんので、余裕をもった相談・申請をお願いします。

#### 5 現地確認

申請を受理した後、事業所の現地確認を行います。

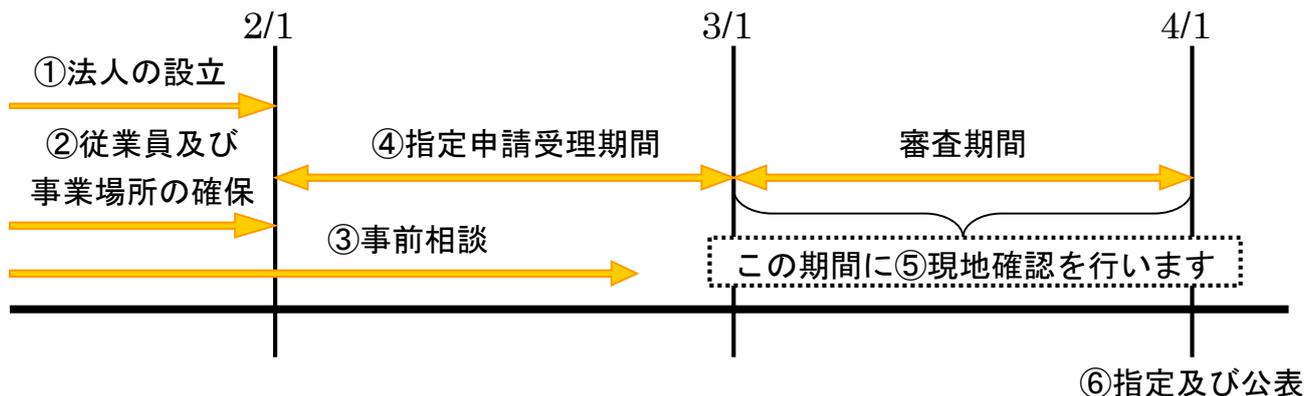
ここでは、設備要件が整っているか、従業者との雇用契約が結ばれているか等を確認します。

※この現地確認で重大な問題が見つかった場合は、問題が解決するまで指定を見送らせていただきます。

#### 6 指定及び公表(毎月1回、1日付け)

指定通知書を送付します。事業所の指定番号は通知書に記載してあります。また、指定をしたという事実をHPで公表いたします。

#### 指定を受けるまでの流れ(例)



#### <指定申請受理後から指定までの期間の留意事項>

指定申請受理後、指定までの期間が約1か月ありますが、この期間も指定申請書類の審査期間となります。あくまでも指定予定という状況ですので、指定されるまでの間は利用予定者との契約はできません。営業活動される場合には、指定予定であり、予定が遅れることもあり得るということを十分説明した上で、行ってください。

また、広告等を作成される場合にも既に指定を受けているかのような表現は慎んでください。内覧会等を開催される場合も同様です。